

補助金等の評価基準（案）

評価項目	評価基準	適・否	指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）		
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している		
	町が関与すべき事業である		
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある		
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）		
	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）		
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている		
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である		
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている		
	事業目的を達成する手段として最適である		
社会情勢 適合性・ 将来性	町民や社会のニーズがある		
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている		
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業（※1）である		
町交付基準を満たしているか			
補助対象 の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している（要綱等に規定）		
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）		
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している（※2）		
	国庫補助等に対する横出し補助ではない（※3）		
補助率の 適正化	補助率を1/2以内としている（※3）		
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない（※3）		
運営費補 助から事 業費補 助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）		
	⇒運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	⇒運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。